

「60GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備の高度化に向けた技術的条件」 に関する検討の進め方

「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」(諮問第2009号)のうち、「60GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備の高度化に向けた技術的条件」に関し、以下のとおり調査を開始することとする。

1 検討対象システム及び調査事項

(1) 対象システム

60GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備

(2) 調査事項

・60GHz帯の新たな無線システムの導入のための必要な技術基準の検討

近年、広帯域のレーダーを使用し、離れたところから、モバイル端末やテレビなどを手の動きを使って操作するモーションセンサや、人体表面のわずかな動きを捉え、高精度に心拍数や心拍間隔を計測する生体情報センサ、一つの無線設備でデータ通信と無線標定を行うといった新たな無線システムの導入が期待されている。

このため、新たな無線システムの導入に向け、周波数帯や空中線電力、占有周波数帯域幅等の技術基準について、他の無線システムへの影響を確認した上で検討を進める。

・その他技術基準の見直し

57-66GHzのデータ通信システムの構成要素は、制度の導入当初から大きく変更になっており、近年の無線システムの状況を鑑み、更なる利便性向上に向けて、筐体条件の技術基準を見直しについて検討を進める。

2 検討スケジュール

別紙1のとおり

3 その他

本件の検討事項について、委員会が調査研究のために必要とする情報を収集し、委員会の検討を促進させるために別紙2の運営方針で、「60GHz帯無線設備作業班」を設置することとする。

なお、必要に応じて、関係者をオブザーバーとして参加させることとする。

今後のスケジュール(案)

年月	分科会・委員会	作業班
令和元年 5月	5月17日(金) 委員会 ・検討再開 ・作業班の設置	5月下旬 第1回作業班 ・調査検討事項・進め方の確認 ・新たなニーズや諸外国の状況の把握
6月	6月18日(火) 技術分科会 審議開始の報告	↓ ・周波数共用条件の検討 ・技術的条件の見直しの検討 (適宜開催)
7月	7月下旬 委員会 ・委員会報告案最終とりまとめの検討 ・意見募集の実施 (募集期間一箇月程度)	↓ 7月下旬 作業班(予定) ・作業班報告案とりまとめ
8月	↓	
9月	9月上旬 委員会 ・委員会報告案最終とりまとめ 9月3日(火) 技術分科会 ・答申審議(予定)	

60GHz 帯無線設備作業班の運営方針

1 作業班の構成

- (1) 作業班は、陸上無線通信委員会(以下「委員会」という。)主査から指名された者により構成される。
- (2) 作業班主任は、委員会主査から指名された者がこれに当たる。
- (3) 作業班に主任代理を置くことができ、主任から指名された者がこれに当たる。

2 作業班の運営

- (1) 主任は、作業班の調査研究及び議事を掌握する。
- (2) 主任代理は、主任不在の時、その職務を代行する。
- (3) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (4) 主任は、作業班の会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (5) 主任は、構成員に調査研究の協力を求めることができる。
- (6) 主任は、必要があると認める時は、作業班に、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (7) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。

3 会議及び資料の公開

会議及び資料は、次の場合を除いて原則公開する。

- (1) 会議及び資料を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益及び公共の利益を害するおそれがある場合。
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。